一　（略）
二　個人番号又は受給資格者番号
三・四　（略）
2　特別障害給付金の額の全部を支給しないこととされた者は、前項の届書に、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　前項の規定により同項の届書に受給資格者番号を記載する者にあっては、受給資格者証その他の受給資格者番号を明らかにすることができる書類
二～七　（略）
3・4　（略）
（特別障害給付金の額の改定の請求）
第五条　法第八条第一項の規定による特別障害給付金の額の改定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。
一　氏名、生年月日及び住所
二　個人番号又は受給資格者番号
三・四　（略）
2　前項の請求書には、次に掲げる書類等（第二号及び第三号に掲げる書類等については、当該請求書を提出する日前一月以内に作成されたものに限る。）を添えなければならない。
一　前項の規定により同項の請求書に受給資格者番号を記載する者にあっては、受給資格者証その他の受給資格者番号を明らかにすることができる書類
二・三　（略）
（現況の届出）
第七条　受給資格者は、毎年、七月三十一日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な受給資格者にあっては、当該受給資格者の代理人が署名した届書）を機構に提出しなければならない。ただし、法第九条（同条の規定によりその年の七月まで特別障害給付金の額の全部につき支給を制限されている場合であって、当該支給の制限の事由がなお継続するときに限る。）又は法第十六条の規定によって特別障害給付金の額の全部につき支給されていない場合はこの限りでない。
一　（略）
二　個人番号又は受給資格者番号
三　公的年金給付の受給権を有する者にあっては、次に掲げる事項
イ　公的年金給付の名称、当該公的年金給付に係る制度の名称及び管掌機関
ロ　公的年金給付の支給を受けることができることとなった年月日及び年金コード等
2　前項の届書には、次に掲げる書類等（第二号から第五号までに掲げる書類等については、七月三十一日前一月以内に作成されたものに限る。）を添えなければならない。
一　前項の規定により同項の届書に受給資格者番号を記載する者にあっては、受給資格者証その他の受給資格者番号を明らかにすることができる書類
二～五　（略）
3　前項第二号及び第三号に掲げる書類は、次のいずれかに掲げる日以後最初に到来する七月三十一日において第一項の規定による届書の提出を行う場合については、これを添えることを要しない。
一～三　（略）

一　（略）
二　受給資格者番号
三・四　（略）
2　特別障害給付金の額の全部を支給しないこととされた者は、前項の届書に、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。
一　受給資格者証
二～七　（略）
3・4　（略）
（特別障害給付金の額の改定の請求）
第五条　法第八条第一項の規定による特別障害給付金の額の改定の請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。
一　受給資格者の氏名、生年月日及び住所
二　受給資格者番号
三・四　（略）
2　前項の請求書には、その請求書を提出する日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等及び受給資格者証を添えなければならない。
（新設）
一・二　（略）
（現況の届出）
第七条　受給資格者は、毎年、七月三十一日までに、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、自ら署名した届書（自ら署名することが困難な受給資格者にあっては、当該受給資格者の代理人が署名した届書）を機構に提出しなければならない。ただし、法第九条（同条の規定によりその年の七月まで特別障害給付金の額の全部につき支給を制限されている場合であって、当該支給の制限の事由がなお継続するときに限る。）又は法第十六条の規定によって特別障害給付金の額の全部につき支給されていない場合はこの限りでない。
一　（略）
二　受給資格者番号
三　公的年金給付の受給権を有する者にあっては、その年金コード、記号番号又は番号
2　前項の届書には、七月三十一日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。
（新設）
一～四　（略）
3　前項第一号及び第二号に掲げる書類は、次の各号のいずれかに掲げる日以後最初に到来する七月三十一日において第一項の規定による届書の提出を行う場合については、これを添えることを要しない。
一～三　（略）